

公有財産売却に関する郵便等による入札について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年4月22日から、入札及び見積合わせの手続を変更し、「郵便等による入札」を実施してきたところであります。

今般、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられたところでありますが、入札参加者の立会等の負担軽減及び入札に係る不正行為の防止の観点から、引き続き「郵便等による入札」を実施していきます。

なお、手続についてはこれまでと大きな変更点はありませんが、希望する入札参加者には傍聴を認めることとし、対象となる案件については、一般競争入札における「告示文」に傍聴が可能である旨を記載いたします。

1 対象となる入札等

一般競争入札

2 入札方法について

上記1の全ての入札等について、あらかじめ提出期限を定め、郵送又は持参により入札書を提出していただく「郵便等による入札」を実施します。

なお、「郵便等による入札」とは、あらかじめ示した「入札の日時及び場所」において、立会者の立会いの下、落札者を決定する入札です。

3 入札に係る手続について

一般競争入札における申請書の提出については、郵送又は持参により提出していただきます。

4 入札書の提出について

(1) 郵送又は持参による事前提出とします。

ア 提出期限は入札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開庁日）の午後5時00分を必着とします。

※ 提出期限内の消印であっても、上記期限までに到達していなければ無効となります。

イ 提出期限を過ぎた入札書は、無効となります。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付としてください。

エ 入札書への押印は不要とします。また、委任状の提出は不要です。

オ 封筒には入札案件ごとの入札書を封入してください。複数の入札書を入れて提出された場合、全て無効となります。

カ 持参いただいた場合は、受理番号を記載した受理票を交付します。

キ 郵送いただいた場合は、持参いただいた方と連番の受理番号を電子メール又は電話連絡等でお知らせします。（同価入札となった場合に必要な受理番号となりますので、ご担当者のメールアドレスがわかる書類を提出してください。）

（２）郵送により入札書を提出する場合は、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

ア 一般書留又は簡易書留のいずれかとしてください。

イ 郵送に係る費用は全て参加者の負担となります。

ウ 郵送に使用する封筒は、二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」と記載し、内封筒に入札の件名を記載し、入札書を同封してください。

エ 複数の入札案件の入札書をひとつの封筒により郵送いただくことは可能です。

オ 持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略することができます。

（３）提出は、次の宛先に提出してください。

【企画調整グループで通知した案件】

〒０５９－８７０１

北海道登別市中央町６丁目１１番地

登別市役所 総務部 企画調整グループ 管財担当 行

５ 落札・決定者について

落札・決定者には、あらかじめ示した入札の日時から２時間後までに電話連絡し、各参加者には後日郵送により通知します。

６ 落札者となるべき同価の入札者が２者以上ある場合のくじ番号による決定方法について

（１）くじ番号

入札参加者はあらかじめ３桁以内の任意の番号（くじ番号）を、入札書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

(2) 入札順位

落札者となるべき同価の入札者の入札順位は、受理番号の小さい者から順に0（ゼロ）から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

(3) 落札者の決定

ア 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りを算出します。

イ 同価の入札者の入札順位が、上記で得られた数字と同じ方が、落札者となります。

【例】

同価の入札者が2者の場合、余りは

0	→	入札順位0番目が落札
又は		
1	→	入札順位1番目が落札

同価の入札者が3者の場合、余りは

0	→	入札順位0番目が落札
1	→	入札順位1番目が落札
2	→	入札順位2番目が落札

7 契約書の受渡しについて

契約書は、本市より郵送するものとし、届き次第、代表印等を押印・割印の上、4（3）の提出先まで郵送又は持参してください。

本市での手続が済み次第、1部返却いたします。

8 開札の立会者について

入札時には、発注部署の職員1名及び発注案件の契約事務に関係のない職員2名が立会いの上、開札いたします。

なお、開札における入札者等の傍聴を希望する場合は、入札代表者との関係を証明できる身分証明書等を提示していただき、開札時間5分前には開札場所にお越しください。

身分証明書等の提示がない場合又は開札時間を過ぎてからの入場はできません。

9 入札書の取扱等について

(1) 入札書の撤回等

市に到達した入札書の書換え、引替え又は撤回はできません。

(2) 入札の辞退

入札書が市に到達した後でも、入札開始までは入札辞退を認めます。

入札等を辞退される場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名のない入札書
- ウ 入札金額が訂正されている入札書
- エ 記載内容が不明瞭である入札書
- オ 同一入札案件について同一人がした2通以上の入札
- カ 明らかに不適正と認められる入札書
- キ 入札に関する指定事項や条件に違反した入札